

平成 28 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画の実施結果及び自己評価について

1. 平成 28 年度調達等合理化計画における重点的に取り組む分野の実施結果

計画	取り組み結果
<p>(1) 随意契約の適正化に関する取り組み</p> <p>①適正性の審査・点検</p> <p>引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成 28 年度においてもその理由等について機構内で審査することとする。</p>	<p>(1) 随意契約の適正化に関する取り組み</p> <p>①適正性の審査・点検</p> <p>引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成 28 年度においてもその理由等について機構内で審査し、確認した。</p>
<p>(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み</p> <p>①入札説明書の電子交付</p> <p>応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、前年度に運用開始した入札説明書の電子交付を継続活用する。</p> <p>②入札公告の周知</p> <p>競争性を高めるために、平成 28 年度において実施周知依頼を継続する。</p> <p>③ 仕様書等の見直し</p> <p>仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか等点検し、必要に応じて改善する。</p> <p><b>【③について仕様書の点検・見直しを 5 件以上実施する】</b></p>	<p>(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み</p> <p>①入札説明書の電子交付</p> <p>応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、全ての案件において入札説明書の電子交付を継続活用した。</p> <p>②入札公告の周知</p> <p>競争性を高めるために、平成 27 年度から入札候補者への声かけ及び業界団体への周知依頼を実施し、入札参加者が増えるなどの効果を確認できたため、平成 28 年度においても継続実施した。</p> <p>③仕様書等の見直し</p> <p>仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか等、5 件以上点検し、そのうち 4 件について改善を図った。</p> <p>1. 観測データ取得通信サービスにおいて、仕様書に従来の通信回数に加え通信時間を記載するなどし、応札者が増加したほか、旧プランで算定した概算金額と比較し、40.75%の削減効果があった。</p>

<p>【事務管理部門系の案件のうち、『多くの者が参入できそうな案件』について、前年度 1 者応札であった結果分析、入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった内容を分析】</p>	<p>2. 食堂運営業務において業者の費用負担区分を見直し、複数年化したことにより、企画提案書提出者が増加した。</p> <p>3. リスクマネジメント推進支援業務において、必須要件として定めた類似業務実績及び過去の業務実績などの要件を緩和したが、応札者は 1 者のままであった。</p> <p>4. 海外 Wi-Fi モバイル・携帯電話のレンタルを、都度利用ごとに賃貸借契約していたが、複数社との単価契約に切り替えることにより、従来の 5%引きから 10%引きとなり、さらにオプション無料の条件を実現した。</p> <p>④ 事務管理部門系の案件のうち、『多くの者が参入できそうな案件』について、入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった内容の分析を行った。調達案件 15 件の内、辞退届の提出があった 5 件（1 件につき複数社回答）について理由を分析したところ、次の回答が得られた。価格面で折り合わない 2 件、技術審査要件への対応困難 2 件、仕様書を満足しない 3 件 等を理由に辞退し、結果として 1 社応札となっている事案が見られた。</p>
<p>(3) 調達合理化の取り組み</p> <p>①契約内容・契約形態の見直し</p> <p>契約の分割または統合、複数年契約化について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや合理化を行う。</p>	<p>(3) 調達合理化の取り組み</p> <p>①契約内容・契約形態の見直し</p> <p>契約内容・契約形態を 5 件以上見直しにより、以下 9 件の成果があった。複数年化したことによる削減効果は計約 4,316 万円、上昇分低減効果は約 247 万円等の改善が図られた。</p> <p>1. 工具通販専門会社との交渉により、機構向け価格（一律 5%引き）の導入を実現した。</p> <p>2. 横須賀本部で使用する電気の供給について、公告前倒しによる新</p>

<p>②共同調達の推進 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との新たな共同調達に関する調達について、その可能性を追求する。</p>	<p>電力会社との複数年契約（3年）等により、常時基本電力料金の単価引下げが実現した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. ソフトウェアの保守について、複数年化することで契約時点の保守契約金額で固定化を図った。</li> <li>4. セキュリティ監視運用支援について、複数年契約にすることで、約 17.5%の削減効果が見込まれる。更に、上昇傾向である保守費用の平準化を図った。</li> <li>5. ファイルサーバ4年間保守について、複数年契約とすることで総額を抑えるとともに、保守費用の平準化を図った。</li> <li>6. 質量分析計の点検・保守について、3年間の複数年契約とすることで、総額を抑えるとともに、保守費用の平準化を図った。</li> <li>7. ネットワーク等運用業務について、複数年にすることで、相手方の営業経費等の削減が見込まれ、総額を抑えるとともに、保守費用の平準化を図った。複数年(19ヶ月)とすることで、昨年度実績と比較し、約5%の削減効果があった。</li> <li>8. 常設展示物の設置及び運營業務について、複数年契約とし、額の直接的な削減効果はなかったが、機構事務の効率化・省力化を図った。</li> <li>9. 学術文献・引用索引データベースについて、契約年数を3年とすることで値上げ部分を抑制することができた。</li> </ol> <p>②共同調達の推進 共同調達の可能性について新たに2法人と協議を行い、以下の結果となった。また、これまで実施している国立大学法人との共同調達（ガソリン、コピー用紙、液体窒素）を継続した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務の合理化を図るため、むつ研究所の敷地内の除雪・構内清掃</li> </ol>
--	--

### ③一括調達等の推進

単価契約およびネット調達による一括調達等の拡大を図る。また、平成 27 年度より試験運用を開始したオープンカウンター方式見積合せによる調達について、その効果が確認できたものについて継続する。

### ④規程類の改訂

数年間一者応札・応募が続いている契約案件については、その事象の再確認と、ある一定基準のもとで随意契約を可能とするなど、所内の規程類の改訂を検討する。

⑤研究開発成果の最大化に資する先進的調達手法等の調査・検討を行う。

について共同調達の可能性について打診をし、コストベネフィットが小さいとの結論に至った。

2. 単価の低減を図るため、投下式水温計について協議、検討を行っていたが、メーカーから数量に関係なく一律価格とされるとの通知があり、共同調達を実施するメリットがないとの結論に至った。

### ③一括調達等の推進

1. 企画提案公募により新たなネット調達方式の導入を図り、事務用品、理化学機器の調達方法を拡充した。
2. 研究用消耗品について、平成 27 年度はオープンカウンター方式の導入により定価から約 550 万円の削減実績があった。平成 28 年度より発注手続きの業務の効率化、簡略化を狙い、あらたに単価契約を導入し、378 万円/年の削減効果があった。
3. 和雑誌の年間購読について、オープンカウンター方式の継続により 5%引きを継続した。

### ④規程類の改訂

過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているときなど、ある一定基準のもとで随意契約を可能とするよう、他法人の対応状況、随契要件などを調査し、関連する規程類改定の準備を進めた。

⑤先進的調達手法等として、調達時に自動的に付与されるポイントの活用について、導入の可能性などの検討を行った。

<p>【①について契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げを5件以上実施する】</p> <p>【前年試験運用を開始したものは、その継続的な運用結果の評価、検討課題は、その検討結果の評価】</p>	
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された随意契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。) また、契約金額3,000万円以上の随意契約については、契約審査委員会(委員長:総務部長)が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。</p> <p>【規程等に基づき、適正な運用を行う】</p>	<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たに随意契約・随意契約事前確認公募を実施するすべての案件について、経理部に設置された契約審査チームにより事前審査を行っている。そのうち、金額が3,000万円を超える随意契約案件については、契約審査委員会により、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査を実施した。また、随意契約を実施した案件については契約締結後に契約監視委員長の事後確認を取ることとしている。</p> <p>従来の契約審査委員会や契約監視委員会に加え、あらたに機構にとって影響の大きい船舶の運航・管理委託業務について、次期契約に向けて、「船舶運航委託契約検討委員会」を設置した。本委員会では、業務内容、透明性・競争性の確保、調達方法、契約方法および委託費の妥当性について外部審査委員による審査を行い、ガバナンスをより強化することを目的としている。</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組</p> <p>① 調達に係る業務マニュアルを整備し、適宜の随時見直しや更新を行うとともに、契約課担当職員を対象とした研修を行う。</p> <p>② 関連する職員を対象とした検査業務マニュアルを整備するととも</p>	<p>(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組</p> <p>① 課内での業務運用ルールの更なる統一化を図るため、新たに業務標準書を作成・随時更新した。</p> <p>② 関連する職員を対象とし、以下の研修会、説明会などを実施した。</p>

<p>に、定期的なセミナーを開催する。</p> <p>③ 平成 27 年度から新たに開始した外部の競争的資金に応募する職員向けに研究不正および研究費不正使用防止に係る研修の受講内容を復習し、未然防止のための取組を維持することとする。</p> <p>【マニュアル通りに運用すること、及び職員の研修受講結果の確認を行う】</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課内で調達等合理化計画の研修会を実施し、23 名（非常勤・兼務除く全員）が参加した。</li> <li>2. 特殊品（製造等）の調達が多い要求部署を対象に、仕様書の作成、調達の考え方などに係る説明会を実施し、合計 42 名が参加した。</li> <li>3. 平成 28 年度からの新たなネット調達システムの導入に際し、全部署を対象に、要求部署の説明責任やシステム操作に関する説明会を実施し、79 名が参加した。</li> </ol> <p>③ 昨年度より実施している、研究不正および研究費不正使用防止に係る e ラーニングについて、契約に関わる職員は 100%受講済みであり、法人全体では、受講対象職員の 90.89%が受講した。</p>
--	--

## 2. 平成 28 年度調達等合理化計画における自己評価

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組について推進し、業務の合理化・効率化を着実に実行した。